

産業用太陽光発電システム カナディアン・ソーラー災害補償制度



世界トップクラスの確かな技術で、
世界にも、地球にも優しい太陽光発電を。

充実の安心補償をお届けします。

POINT
1

火災・落雷・風災・水災・
雪災・盗難・飛来物などの
損害を補償

POINT
2

補償限度額は
最大5,000万円

POINT
3

システム設置完了日から
長期の**10年補償**

産業用太陽光発電システム カナディアン・ソーラー災害補償制度

カナディアン・ソーラー災害補償制度は、産業用太陽光発電システムを購入いただいたユーザー様に対して、「システム10年保証」や「モジュール25年出力保証」では対象とならない自然災害等の事故による損害額を補償する制度です。

主な対象事例

火災・破裂・爆発



落雷



風災



ひょう災



雪災



水災



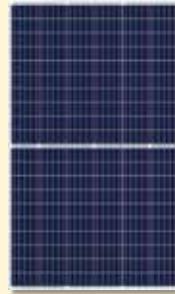
外部からの
物体の落下、飛来
接触、倒壊、衝突



盗難



主な対象機器



①太陽電池モジュール



②パワーコンディショナ

③モニタセット

④蓄電池

⑤接続箱

⑥昇圧器

⑦架台

⑧ケーブル等付属機器

補償期間

システム設置完了日から10年間となります。

補償限度額および加入料について

販売価格(材工含む)によって補償限度額および加入料が異なります。

※上記供給資材のうち、カナディアン・ソーラー・ジャパンを通じて調達していない資材は、補償対象になりません。

※すべて設置工事完了日に供給されている部材に限ります。

※販売店様が通知した物件が対象となります。ご不明の場合は、ご調達先の商社等にご確認くださいますようお願いします。

※本制度は、用途が産業用、非住宅用向けとなります。

※本制度は、金融機関による質権設定ができませんのであらかじめご了承ください。

補償の対象外となる主な事由

- 被保険者または保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 被保険者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物、放射線照射または放射能汚染によって生じた損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- 保険の対象の欠陥、耗耗、使用による品質もしくは機能の低下、虫害、ねずみ食いまたは性質によるむれ、かび、変質、変色、さびもしくは腐食によって生じた損害・外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
- 保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- 日本国外で生じた事故による損害
- 保険の対象の設置場所を変更した後に生じた場合
- 保険の対象を売却または譲渡した後に生じた場合
- 被保険者の他の保険契約等で補償される損害(ただし、他の保険契約等で補償された後、さらにこの保険契約で支払うべき保険金が残る場合は、その残りの部分に相当する保険金が支払われます。)
- ソーラーパネル、パワーコンディショナ、接続箱、架台、金具、カラーモニタ、その他当社から提供した部材に現地で加工や改造を施したことによる事故や損害
- 経年現象による汚れや黒ずみ、埃の堆積などの経年劣化
- 表示装置の液晶照度の低下、発電時の運転音などの変化など、発電性能に直接影響しない機器の変化
- ユーザー様(設置者)が加入している火災保険等で上記の補償内容に沿い補償される場合は火災保険等が優先されます。

このチラシはカナディアン・ソーラー・ジャパン株式会社の加入している動産総合保険の概要について説明したものです。ご不明な点は担当者または保険代理店までお問い合わせください。

お問合せ窓口(災害補償制度事務局)

☎03-6276-3228

受付時間／9時～18時(土日祝日は除く)

問合せメールアドレス／csj@jlw.jp

事故後受付センター

☎03-5682-9972

受付時間／24時間365日

[運営主体]

カナディアン・ソーラー・ジャパン 株式会社

〒160-0022 東京都新宿区新宿5-17-5 ラウンドクロス新宿5丁目8階

[保険代理店]

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社

〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1 日本橋ダイヤビルディング8階

[事務局]

日本リビング保証株式会社

〒160-0023 東京都新宿区西新宿4-33-4 7F